

個人情報保護センター ご案内

例えばこんなとき...

有料放送のA社に加入契約してから
急に変な電話が多くなった...

A社から私の個人データが
漏れたんじゃない？
調べてくれる？



視聴者

契約が見込まれるお客様の
個人情報の取扱いについて
知りたいのですが？



対象事業者

はい、
お調べの上、
回答致します。



放送分野における認定個人情報保護団体
個人情報保護センター

認定個人情報保護団体は、主務大臣が認定した団体です。

衛星放送事業者やケーブルテレビ事業者の保有する個人情報取扱いについての相談センターです。
個人情報漏えい事故があった場合、あるいは個人情報取扱いに不満がある場合などの苦情や相談に
応じます。また事業者からの相談にも応え、助言や指導等も行います。

SARC

Secure Broadcasting Authorization and Research Center

一般財団法人 放送セキュリティセンター

個人情報保護センター 認定個人情報保護団体

1 個人情報保護センターの設立経緯

衛星放送局やケーブルテレビ局並びにそれらに関連したあるいは付随した事業者の個人情報取扱いについて、自主的な取組及び苦情処理体制の整備等を目的とした個人情報保護センターを設立し、平成17年4月12日、総務大臣より、「認定個人情報保護団体」の認定を受けました。

2 主な業務

1. 「対象事業者」の個人情報の取り扱いに関する苦情の処理
2. 「対象事業者」の個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務(助言・相談)
3. 個人情報の適正な取扱いについての「対象事業者」に対する情報の提供
4. 認定団体として「個人情報保護指針」を作成・公表し、「対象事業者」が当該指針を遵守し得るように必要な指導、勧告その他の措置をとる事

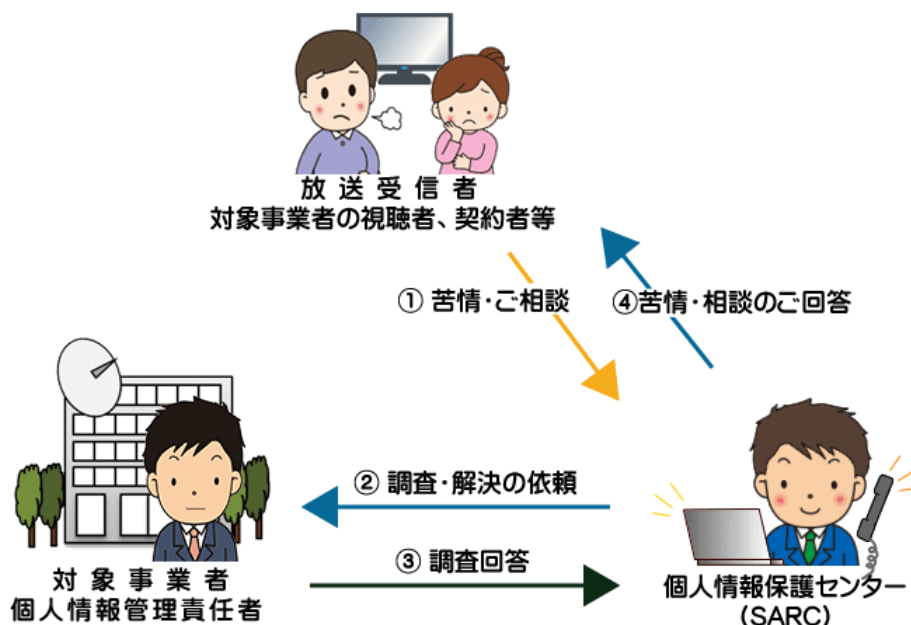
3 「対象事業者」のメリット

- ◆ 個人情報保護に関する苦情等に関して、「個人情報保護センター」へその解決方法について相談できます。
- ◆ 「個人情報保護センター」から個人情報の適正な取扱いに資する事項(事例紹介等)についての情報提供や、必要な助言を受けることができます。
- ◆ 「個人情報保護センター」は、「個人情報の保護に関する法律」第42条に定められた苦情の処理を中立的な第三者機関として行います。そのため、「対象事業者」に登録いただけると苦情の解決の申出先として、自社で公表している苦情対応窓口のほかに、「個人情報保護センター」を公表することができます。(「個人情報の保護に関する法律施行令」第5条第2項)

4 苦情・相談の流れ

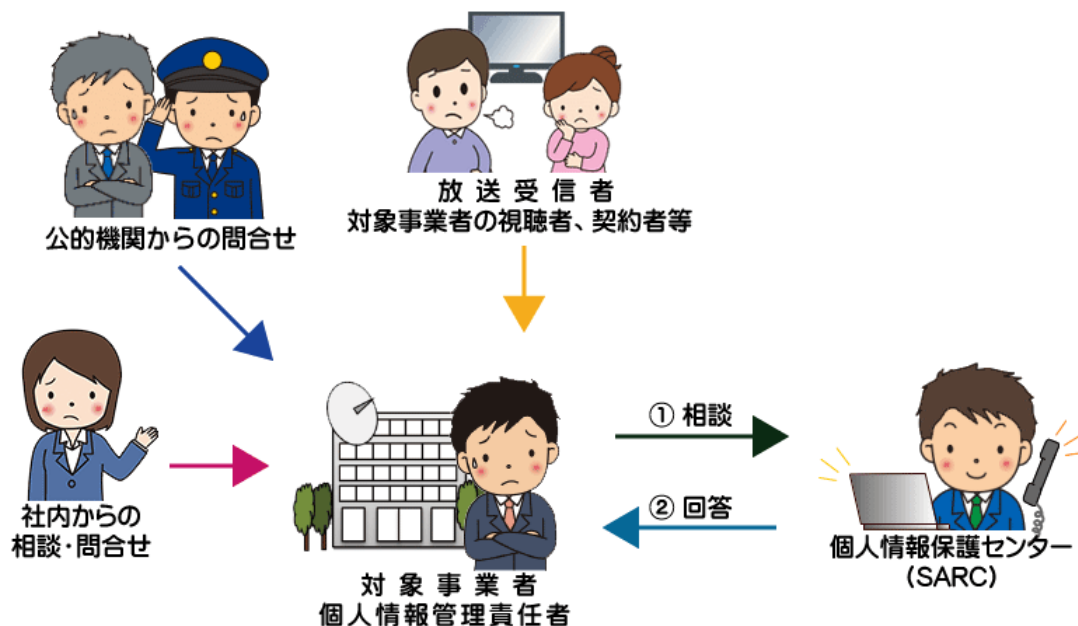
(1)放送受信者からの苦情・相談処理の場合

放送受信者(対象事業者の視聴者、契約者等)が個人情報取扱いに疑問や不明点がある場合、中立的な第三者の立場で相談に応じ、解決までの道筋や方向性を見出します。



(2)対象事業者からのご相談の場合

個々の苦情の対応、公的機関からの問い合わせや社内からの相談や問い合わせで判断に迷われた場合等、ご相談に応じます。



5 「対象事業者」への申請案内

放送関連事業者が「対象事業者」へ登録するには申請が必要です。
 会費、申請に必要な提出書類(下記 フォーム1~3)等、申請案内の詳細は、ホームページ
 (<http://www.sarc.or.jp/hogo/index.html>)に記載しております。

申請に必要な書類(ホームページよりダウンロードすることができます)

- 1 申請書(フォーム1)
- 2 事業概要並びに個人情報取扱いに関するデータ(フォーム2)
- 3 自己申告シート(フォーム3)

6 苦情・相談窓口

個人情報保護に関する相談	放送受信者専用 03-5213-4714 対象事業者専用 03-5213-4713
受付時間	10:00~12:00、13:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)
メールアドレス	soudan@sarc.or.jp

7 アクセス

一般財団法人放送セキュリティセンター

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-9-2 エスパリエ平河町ビル 代表電話:03-5213-4711

